

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター
長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程

平成 21 年 6 月 4 日制定
平成 22 年 11 月 29 日改正
平成 23 年 4 月 1 日改正
平成 25 年 4 月 1 日改正

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この技術的審査業務規程は、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター（以下「センター」という。）が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項に規定する長期優良住宅建築等計画申請に係る認定基準への適合に関する技術的審査（以下「技術的審査」という。）を実施することについて必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第 2 条 技術的審査は、認定基準（技術的審査の対象となる住宅が存する所管行政庁の定める基準を含む。）への適合性について、公正かつ適確に実施するものとする。

(技術的審査の業務を行う時間及び休日)

第 3 条 技術的審査の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、正午から午後 1 時までは除くものとする。

2 技術的審査の業務の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(事務所の所在地)

第 4 条 事務所の所在地は、兵庫県神戸市中央区小野柄通七丁目 1 番 1 号とする。

(業務を行う区域)

第 5 条 センターの業務区域は、兵庫県全域とする。

(技術的審査の業務を行う範囲)

第 6 条 センターは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「住宅品質確保促進法」という。）第 7 条第 2 項第 3 号に規定する住宅の種別について、技術的審査の業務を行うものとする。

2 センターは、所管行政庁が定める区分のものについて、技術的審査の業務を行うものとする。

第 2 章 技術的審査の業務の実施方法

第 1 節 依頼手続き

(所管行政庁に認定申請する前に行う技術的審査の依頼)

第 7 条 所管行政庁に認定を申請する前に技術的審査を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）又は技術的審査の手続きに関する一切の権限を依頼者から委任された者（以下「代理者」という。）は、センターに対し、次の各号に掲げる図書（以下「提出図書」という。）を、正副 2 部提出しなければならないものとする。

- (1) 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼書（別記様式 1 号）（以下「依頼書」という。）
- (2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成 20 年国土交通省令第 3 号。以下「規則」という。）第 2 条第 1 項で定める認定申請書（第一号様式）
- (3) 技術的審査の対象となる住宅の設計図書等（規則第 2 条第 1 項の表に定める図書その他セ

ンターが技術的審査のために必要と認める図書（以下「添付図書等」という。）のうち、技術的審査の依頼がされた認定基準の区分に応じ必要となる設計図書等。

- 2 センター評価業務規程（以下「評価業務規程」という。）第7条に定める設計住宅性能評価をセンターに同時に申請する場合においては、添付図書等のうち同第7条第1項第2号に定める設計住宅性能評価提出図書と重複するものは省略することができる。
- 3 評価業務規程第12条に定める設計住宅性能評価書が既に交付されている住宅について、技術的審査の依頼をする場合においては、設計住宅性能評価書又はその写しの添付があれば、添付図書等のうち設計住宅性能評価提出図書（変更を含む。）と重複し、かつ、評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）に定められた基準以外の認定基準の審査に要しないものは省略することができる。
- 4 第2項及び第3項の場合における設計住宅性能評価提出図書（変更を含む。）は、添付図書等として扱う。

（技術的審査の依頼の受理及び契約）

第8条 センターは、前条の技術的審査の依頼があったときは、次の事項を確認して、当該技術的審査用提出図書を受理する。

- (1) 技術的審査を依頼された住宅の所在地が、第5条の業務を行う区域内であること。
 - (2) 提出図書に形式上の不備がないこと。
 - (3) 提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 センターは、前項の確認により、提出図書が同項各号に該当しないと認める場合は、その補正を求めるものとする。
- 3 依頼者又は代理者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、センターは、受理できない理由を明らかにし、依頼者に提出図書を返却する。
- 4 センターは、第1項により技術的審査の依頼を受理した場合においては、依頼者に引受承諾書（別記様式2号）を交付する。この場合、依頼者とセンターは別に定める長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務約款に基づき契約を締結したものとする。

（適合証が交付された後に行う計画の変更に係る技術的審査の依頼の受理及び契約）

第9条 依頼者は、第13条第1項の適合証（別記様式3号）の交付を受けた長期優良住宅建築等計画を変更する場合において、センターに変更に係る技術的審査の依頼をすることができる。

この場合、依頼者はセンターに対し、次の各号に掲げる図書を、正副2部提出しなければならないものとする。

- (1) 長期優良住宅建築等計画の変更に係る技術的審査依頼書（別記様式4号）
 - (2) 添付図書等のうち変更に係るもの
 - (3) 直前の技術的審査の結果が記載された適合証又はその写し
- 2 前項の場合における技術的審査の依頼の受理及び契約は、前条を準用し、依頼者に変更引受承諾書（別記様式5号）を交付する。

（技術的審査の依頼の取下げ）

第10条 依頼者は、第13条第1項の適合証の交付前に技術的審査の依頼を取り下げの場合においては、その旨を記載した取り下げ届（別記様式6号）をセンターに提出する。

- 2 前項の場合においては、センターは、技術的審査の業務を中止し、提出図書を依頼者に返却する。

（所管行政庁から依頼される技術的審査）

第11条 所管行政庁から依頼がある場合の技術的審査においては、所管行政庁との契約に基づき行うものとする。

第2節 技術的審査の実施方法

(技術的審査の実施方法)

- 第12条 センターは、技術的審査の依頼を受理したときは、速やかに、第15条に定める審査員に技術的審査を実施させるものとする。
- 2 審査員は次に定める方法により技術的審査を行う。
- (1) 提出図書をもって技術的審査を行う。
 - (2) 技術的審査を依頼された長期優良住宅建築等計画の全部又は一部が認定基準に適合しているかどうかを確認する。この場合、地震保険の割引のために地震に対する安全性の確保に関して免震建築物又は耐震等級3に係る適合審査の依頼があった際には、当該基準に適合しているかについて審査を行う。
 - (3) 技術的審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは当該住宅が認定基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、依頼者又は代理者に追加の書類を求めて審査を行う。
- 3 審査員は、技術的審査上必要があるときは、提出図書に関し依頼者又は代理者に説明を求めることができる。

(適合証の交付等)

- 第13条 センターは、審査員の技術的審査の結果、依頼に係る長期優良住宅建築等計画の全部又は一部が認定基準に適合すると認めたときは、適合証を依頼者に交付し、第9条による依頼の場合は適合証(変更)(別記様式7号)を依頼者に交付するものとする。
- 2 前項の適合証の次の各号に掲げる記の部分には、それぞれ当該各号に定める事項を記載するものとする。
- (1) 適合証交付番号 別表「適合証交付番号の付番方法」に基づき付番された適合証交付番号
 - (2) 適合の範囲 技術的審査を行った認定基準の区分
 - (3) (2)に関連して免震建築物又は耐震等級3に係る適合審査の依頼があった際に、当該基準に適合している場合はその旨を明示するものとする。
- 3 センターは、審査員の技術的審査の結果、依頼に係る長期優良住宅建築等計画の全部又は一部が認定基準に適合せず、かつ是正される見込みがないと認める場合は、長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査に適合しない旨の通知書(別記様式8号)を依頼者に交付するものとする。

第3章 技術的審査料金

(技術的審査料金)

- 第14条 センターは、技術的審査の実施に関し、別に定める技術的審査料金を徴収することができる。
- 2 センターは、前項の技術的審査料金についての請求、収納等の方法を別に定めるものとする。
- 3 所管行政庁からの依頼による場合の技術的審査料金については、所管行政庁との契約に基づくものとする。

第4章 審査員

(審査員)

- 第15条 センターは、住宅品質確保促進法第13条に定める評価員(センターの職員以外に委嘱する評価員を含む。)で、かつ、一般社団法人住宅性能評価・表示協会(以下「協会」という。)が実施する技術的審査に関する研修を受講し、協会に登録された者(以下「審査員」という。)に技術的審査を行わせるものとする。

- 2 審査員が、技術的審査を行う住宅の範囲は、住宅品質確保促進法別表中欄に掲げる要件に応じ、同表上欄に掲げる住宅の区分とする。

(秘密保持義務)

第16条 センターの役員及びその職員（審査員を含む。）並びにこれらの者であった者は、技術的審査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第5章 技術的審査の業務に関する公正の確保

(技術的審査の業務に関する公正の確保)

第17条 センターは、その役員又は職員（審査員を含む。）が、技術的審査の依頼を自ら行った場合又は代理人として技術的審査の依頼を行った場合は、当該依頼に係る技術的審査を行わないものとする。

- 2 センターは、その役員又は職員（審査員を含む。）が、技術的審査の依頼に係る住宅について次のいずれかに掲げる業務を行った場合は、当該依頼に係る技術的審査を行わないものとする。

- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

- 3 センターは、技術的審査の依頼を行う法人の役員又は職員（過去2年間に役員又は職員であった者を含む。）のいずれかが、センターの役員又は職員（審査員を含む。）である場合で、当該法人の行為が次のいずれかに該当する場合（センターの当該役員又は職員（審査員を含む。）が当該依頼に係る技術的審査の業務を行う場合に限る。）は、当該依頼に係る技術的審査を行わないものとする。

- (1) 技術的審査の依頼を自ら行った場合又は代理人として技術的審査の依頼を行った場合
- (2) 技術的審査の依頼に係る住宅について、前項の(1)から(4)までのいずれかに掲げる業務を行った場合

第6章 雑 則

(帳簿の作成及び保存方法)

第18条 センターは、次の(1)から(9)までに掲げる事項を記載した技術的審査業務管理帳簿（以下「帳簿」という。）を作成し事務所に備え付け、施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることがなく、かつ、技術的審査業務以外の目的で複製、利用等がされない、確実な方法で保存するものとする。

- (1) 依頼者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
 - (2) 技術的審査業務の対象となる住宅の名称
 - (3) 技術的審査業務の対象となる住宅の所在地
 - (4) 技術的審査の依頼を受けた年月日
 - (5) 技術的審査を行った審査員の氏名
 - (6) 技術的審査料金の金額
 - (7) 第13条第1項の適合証の交付番号
 - (8) 第13条第1項の適合証の交付を行った年月日又は第13条第3項の通知書の交付を行った年月日
 - (9) 技術的審査を行った認定基準の区分
- 2 前項の保存は、帳簿を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクを保存する方法にて行うことができる。

- 3 センターに、技術的審査の依頼と設計住宅性能評価の申請を同時にする場合は、第1項の記載事項で設計住宅性能評価の帳簿と重複した内容については、記載を省略とすることができる。

(帳簿及び書類の保存期間)

第19条 帳簿及び第7条第1項に定める書類の保存期間は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第18条第1項の帳簿 技術的審査の業務を廃止するまで
- (2) 技術的審査用提出図書(所管行政庁との契約により保存不要な場合を除く。)及び適合証の写し 適合証の交付を行った日の属する年度から5事業年度

(帳簿及び書類の保存及び管理方法)

第20条 前条各号に掲げる文書の保存は、技術的審査中にあつては技術的審査のため特に必要ある場合を除き事務所内において、技術的審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実かつ秘密の漏れることのない方法で行う。

- 2 前項の保存は、前条(1)に規定する帳簿への記載事項及び(2)に規定する書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等の保存にて行うことができる。

(事前相談)

第21条 依頼者は、技術的審査の依頼に先立ち、センターに相談をすることができる。この場合において、センターは、誠実かつ公正に対応するものとする。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第22条 センターは、電子情報処理組織による依頼の受付及び図書の交付を行う場合にあつては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(附則) この技術的審査業務規程は、平成21年 6月 4日より施行する。

(附則) この技術的審査業務規程は、平成22年11月29日より施行する。

(附則) この技術的審査業務規程は、平成23年 4月 1日より施行する。

(附則) この技術的審査業務規程は、平成25年 4月 1日より施行する。

別表

「適合証交付番号の付番方法」

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

『042-00-○○○○-1-○(*1)-○○○○○(*2)』

- | | |
|-------------|--|
| 1～3桁目 | 登録住宅性能評価機関番号 |
| 4～5桁目 | 登録住宅性能評価機関の事務所毎に付する番号 |
| 6～9桁目 | 適合証交付日の西暦 |
| 10桁目 | 1：新築 |
| 11桁目(*1) | 1：一戸建ての住宅
2：共同住宅等 |
| 12～16桁目(*2) | 通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。） |

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼書

年 月 日

登録住宅性能評価機関
公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター
理事長 あて

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称 印

代理者の住所又は
主たる事務所の所在地
代理者の氏名又は名称 印

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項の認定基準のうち、以下に掲げる基準への適合性について技術的審査を依頼します。この依頼書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【技術的審査を依頼する認定基準の区分】

- 法第 6 条第 1 項第 1 号関係（長期使用構造等）
- 法第 2 条第 4 項第 1 号イ関係（構造の腐食、腐朽及び摩損の防止）
 - 法第 2 条第 4 項第 1 号ロ関係（地震に対する安全性の確保）
（免震建築物又は耐震等級 3 に係る適合審査を受けようとする場合）
 - 免震建築物 耐震等級 3
 - 法第 2 条第 4 項第 2 号関係（構造及び設備の変更を容易にするための措置）
 - 法第 2 条第 4 項第 3 号関係（維持保全を容易にするための措置）
 - 法第 2 条第 4 項第 4 号関係（高齢者の利用上の利便性及び安全性）
 - 法第 2 条第 4 項第 4 号関係（エネルギーの使用の効率性）
- 法第 6 条第 1 項第 2 号関係（住宅の規模）
- 法第 6 条第 1 項第 4 号イ及びロ又は同項第 5 号イ関係（建築後の住宅の維持保全）
 - 法第 6 条第 1 項第 4 号ハ又は同項第 5 号ロ関係（資金計画）

【設計住宅性能評価申請の有無】 有（ 同一の機関 他機関） 無

【認定申請先の所管行政庁名】

【認定申請予定日】

【住宅の位置】

【住宅又は建築物の名称】

【住宅の建て方】

※受付欄	※料金欄
年 月 日	
第 号	
依頼受理者印	

(注意)

1. 依頼者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 依頼者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
3. 代理者が存しない場合については、代理者の部分は空欄としてください。
4. 技術的審査を依頼する認定基準の区分については、所管行政庁が定める区分の全てを依頼することとしてください。
5. 地震に対する安全性の確保に関して免震建築物又は耐震等級3に適合することを適合証に表示することを希望する場合はいずれかを選択してください。

引 受 承 諾 書

(長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査)

平成 年 月 日

依頼者の氏名又は名称 様

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター
理 事 長

平成 年 月 日付けであった依頼について、下記のとおり引き受けることを承諾します。引受にあたっては、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程及び同長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務約款を遵守します。

記

- 1 引受番号
- 2 引き受けた業務 長期優良住宅建築等に係る技術的審査業務
- 3 引き受けた業務の認定基準等
 - (建て方)
 - (建築場所)

 - (延べ面積)
 - (階数) 地上 階 地下 階
 - (構造種別)
 - (適合することを確認した認定基準の区分)
 - 法第6条第1項第1号関係 (長期使用構造等)
 - 法第2条第4項第1号イ関係 (構造の腐食、腐朽及び磨耗の防止)
 - 法第2条第4項第1号ロ関係 (地震に対する安全性の確保)
 - (免震建築物又は耐震等級3に適合する場合 免震建築物 耐震等級3)
 - 法第2条第4項第2号関係 (構造及び設備の変更を容易にするための措置)
 - 法第2条第4項第3号関係 (維持保全を容易にするための措置)
 - 法第2条第4項第4号関係 (高齢者の利用上の利便性及び安全性)
 - 法第2条第4項第4号関係 (エネルギー使用の効率性)
 - 法第6条第1項第2号関係 (住宅の規模)
 - 法第6条第1項第4号イ及びロ又は同項第5号イ関係 (建築後の住宅の維持保全)
 - 法第6条第1項第4号ハ又は同項第4号ロ関係 (資金計画)
- 4 手数料額及び支払期限
 - (1) 金 額 申請手数料 円 (平成 年 月 日 納入済み)
- 5 業務期日 平成 年 月 日
- 6 特記事項

振込口座：三井住友銀行三宮支店 普通口座 3629502
公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター

(お願い) 振込された場合には、当センターまでお知らせください。

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査

適合証

依頼者の氏名又は名称 様

登録住宅性能評価機関 公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター 理事長	印
--	---

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の認定基準のうち、以下に掲げる基準に適合していることを証します。

記

1. 住宅の位置
2. 住宅又は建築物の名称
3. 住宅の建て方
4. 認定申請先の所管行政庁名
5. 適合することを確認した認定基準の区分
 - 法第6条第1項第1号関係（長期使用構造等）
 - 法第2条第4項第1号イ関係（構造の腐食、腐朽及び摩損の防止）
 - 法第2条第4項第1号ロ関係（地震に対する安全性の確保）
（免震建築物又は耐震等級3に適合する場合 免震建築物 耐震等級3）
 - 法第2条第4項第2号関係（構造及び設備の変更を容易にするための措置）
 - 法第2条第4項第3号関係（維持保全を容易にするための措置）
 - 法第2条第4項第4号関係（高齢者の利用上の利便性及び安全性）
 - 法第2条第4項第4号関係（エネルギーの使用の効率性）
 - 法第6条第1項第2号関係（住宅の規模）
 - 法第6条第1項第4号イ及びロ又は同項第5号イ関係（建築後の住宅の維持保全）
 - 法第6条第1項第4号ハ又は同項第5号ロ関係（資金計画）

技術的審査依頼年月日	年 月 日
認定申請予定日	年 月 日
適合証交付年月日	年 月 日
適合証交付番号	〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇
審査員氏名	

長期優良住宅建築等計画の変更に係る技術的審査依頼書

年 月 日

登録住宅性能評価機関
 公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター
 理事長 あて

依頼者の住所又は
 主たる事務所の所在地
 依頼者の氏名又は名称 印

代理者の住所又は
 主たる事務所の所在地
 代理者の氏名又は名称 印

下記の住宅について、長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程第 9 条に基づき、変更の技術的審査を依頼します。この依頼書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【計画を変更する住宅の適合証】

1. 適合証交付番号 第 号
2. 適合証交付年月日
3. 適合証を交付した者
4. 変更の概要

※受付欄	※料金欄
年 月 日	
第 号	
依頼受理者印	

(注意)

1. 依頼者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 依頼者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
3. 代理者が存しない場合については、代理者の部分は空欄としてください。

変 更 引 受 承 諾 書

(長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査)

平成 年 月 日

依頼者の氏名又は名称 様

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター
理 事 長

平成 年 月 日付けであった依頼について、下記のとおり引き受けることを承諾します。引受にあたっては、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程及び同長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務約款を遵守します。

記

- 1 引受番号
- 2 引き受けた業務 長期優良住宅建築等に係る技術的審査業務
- 3 引き受けた業務の認定基準等
(建て方)
(建築場所)
(延べ面積)
(階数) 地上 階 地下 階
(構造種別)
(適合することを確認した認定基準の区分)
 - 法第 6 条第 1 項第 1 号関係 (長期使用構造等)
 - 法第 2 条第 4 項第 1 号イ関係 (構造の腐食、腐朽及び磨耗の防止)
 - 法第 2 条第 4 項第 1 号ロ関係 (地震に対する安全性の確保)
 - (免震建築物又は耐震等級 3 に適合する場合 免震建築物 耐震等級 3)
 - 法第 2 条第 4 項第 2 号関係 (構造及び設備の変更を容易にするための措置)
 - 法第 2 条第 4 項第 3 号関係 (維持保全を容易にするための措置)
 - 法第 2 条第 4 項第 4 号関係 (高齢者の利用上の利便性及び安全性)
 - 法第 2 条第 4 項第 4 号関係 (エネルギー使用の効率性)
 - 法第 6 条第 1 項第 2 号関係 (住宅の規模)
 - 法第 6 条第 1 項第 4 号イ及びロ又は同項第 5 号イ関係 (建築後の住宅の維持保全)
 - 法第 6 条第 1 項第 4 号ハ又は同項第 4 号ロ関係 (資金計画)
- 4 手数料額及び支払期限
(1) 金 額 申請手数料 円 (平成 年 月 日 納入済み)
- 5 業務期日 平成 年 月 日
- 6 特記事項 (変更の概要)
 - 【計画を変更する住宅の適合証】
 - 1. 適合証交付番号 第 号
 - 2. 適合証交付年月日
 - 3. 適合証を交付した者
 - 4. 変更の概要

振込口座：三井住友銀行三宮支店 普通口座 3629502
公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター
(お願い) 振込まれた場合には、当センターまでお知らせください。

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査

取り下げ届

年 月 日

登録住宅性能評価機関
公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター
理事長 あて

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称 印

○月○日に依頼した長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼につきまして、下記により長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程第10条第1項に基づき、依頼を取り下げます。

記

1. 依頼書提出日 : 年 月 日
2. 受付番号 :
3. 住宅の位置 :

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査

適合証(変更)

依頼者の氏名又は名称 様

登録住宅性能評価機関 公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター 理事長	印
--	---

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の認定基準のうち、以下に掲げる基準に適合していることを証します。

記

1. 住宅の位置
2. 住宅又は建築物の名称
3. 住宅の建て方
4. 認定申請先の所管行政庁名
5. 適合することを確認した認定基準の区分
 - 法第6条第1項第1号関係(長期使用構造等)
 - 法第2条第4項第1号イ関係(構造の腐食、腐朽及び摩損の防止)
 - 法第2条第4項第1号ロ関係(地震に対する安全性の確保)
 - (免震建築物又は耐震等級3に適合する場合 免震建築物 耐震等級3)
 - 法第2条第4項第2号関係(構造及び設備の変更を容易にするための措置)
 - 法第2条第4項第3号関係(維持保全を容易にするための措置)
 - 法第2条第4項第4号関係(高齢者の利用上の利便性及び安全性)
 - 法第2条第4項第4号関係(エネルギーの使用の効率性)
 - 法第6条第1項第2号関係(住宅の規模)
 - 法第6条第1項第4号イ及びロ又は同項第5号イ関係(建築後の住宅の維持保全)
 - 法第6条第1項第4号ハ又は同項第5号ロ関係(資金計画)

【計画を変更する住宅の適合証】

6. 適合証交付番号 第〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇号

7. 適合証交付年月日

8. 適合証を交付した者

9. 変更の概要

技術的審査依頼年月日	年 月 日
認定申請予定日	年 月 日
適合証交付年月日	年 月 日
適合証交付番号	〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇
審査員氏名	

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査に適合しない旨の通知書

第 号
年 月 日

依頼者の氏名又は名称 様

登録住宅性能評価機関
公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター
理事長 印

別添の長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼書及びその添付図書に記載の住宅については、下記の理由により適合証を交付できませんので、長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程第 13 条第 3 項に基づき、通知書を交付します。

(理由)

平成21年6月4日制定

平成25年4月1日改正

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター
長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務約款

依頼者（以下「甲」という）及び公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター（以下「乙」という。）は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「法」という。）、同法施行令、同法施行規則並びにこれに基づく告示・命令等を遵守し、この約款（長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼書及び引受承諾書を含む。以下同じ。）及び「公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター 長期優良住宅建築等の認定に係る技術的審査業務規程」（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

（甲の責務）

- 第1条 甲は、依頼する認定基準の区分を長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼書（以下「依頼書」という。）に明記しなければならない。
- 2 甲は、規程に従い、依頼書ならびに技術的審査に必要な図書を乙に提出しなければならない。
 - 3 甲は、乙が提出された書類のみでは技術的審査を行うことが困難であると認めて請求した場合は、乙の技術的審査業務の遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象（以下「対象住宅」という。）の計画、施工方法その他必要な情報の追加書類を双方合意の上定めた期日までに遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
 - 4 甲は、規程に基づき算定され引受承諾書に定められた額の料金を、第4条に規定する支払期日までに支払わなければならない。
 - 5 甲は、乙の技術的審査において、対象住宅の計画に関し乙がなした認定基準への是正事項の指摘に対し、双方合意の上定めた期日までに速やかに依頼図書の修正又はその他の必要な措置をとらなければならない。

（乙の責務）

- 第2条 乙は、法及びこれに基づく命令によるほか規程に従い、公正、中立の立場で厳正かつ適正に、技術的審査業務を行わなければならない。
- 2 乙は、第3条に規定する業務期日までに長期優良住宅建築等の認定に係る技術的審査適合証（以下「適合証」という。）を交付し、又は適合証を交付できない旨の通知書を交付しなければならない。
 - 3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（業務期日）

- 第3条 乙の業務期日は、引受承諾書に定める日とする。
- 2 乙は、甲が第1条及び第6条第1項に定める責務を適切に実行しないと認めた場合は、前項の業務期日を変更することができる。
 - 3 乙は、その他不可抗力により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延期を請求することができる。
 - 4 甲が、乙にその理由を明示し書面をもって業務期日の延期を申し出た場合で、乙がその理由が正当であると認める場合には、乙は業務期日の延期をすることができる。
 - 5 第2項、第3項及び第4項の場合において、必要と認められる業務期日の延期その他の必要事項については甲・乙協議して定める。

（料金の支払期日）

- 第4条 甲の支払期日は、前条第1項に定める業務期日とする。
- 2 甲と乙は、別途協議により合意した場合には、他の支払期日を取り決めることができる。
 - 3 甲が、第1項及び第2項の支払期日までに支払わない場合には、乙は、適合証を交付しない。この場合において、乙が当該適合証を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(料金の支払方法)

第5条 甲は、規程に基づく料金を、前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。

2 甲と乙は、協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。

(適合証交付前の変更依頼)

第6条 甲は、適合証の交付前までに甲の都合により対象建築物の計画を変更する場合は、双方合意の上定めた期日まで速やかに乙に通知するとともに、変更部分の技術的審査関係図書を乙に提出しなければならない。

2 乙が、前項の変更を大規模なものとした場合には、甲は、当初の技術的審査の依頼を取り下げ、別件として改めて乙に技術的審査を依頼しなければならない。

3 前項に規定する依頼の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

(甲の解除権)

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由なく、技術的審査業務を第3条第1項に定める業務期日までに完了せず、又その見込みのない場合

(2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって依頼を取り下げ旨を通知してこの契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、料金が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前条に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除のうち、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。甲は、既に支払った料金が過大であるときは、その一部の返還を乙に請求することができる。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 甲が、正当な理由なく、第4条第1項及び第2項に定める支払期日までに支払わない場合

(2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

(3) 甲の責めに帰すべき事由により業務期日に適合証を交付することができないとき

2 前項の契約解除のうち、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

第9条 乙は、技術的審査を実施することにより、甲の依頼に係る住宅が建築基準法及び住宅の品質確保の促進等に関する法律並びにこれらに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証しない。

2 乙は、技術的審査を実施することにより、甲の依頼に係る住宅に瑕疵がないことを保証しない。

3 乙は、甲が提出した技術的審査依頼関係図書に虚偽があることその他の事由により、適切な技術的審査業務を行うことができなかった場合は、当該技術的審査業務の結果に責任を負わないものとする。

(所管行政庁への説明)

第10条 乙の行う技術的審査業務は、法第6条第1項の所管行政庁の認定の円滑化を図るために事前に行うものであることから、乙は、関係所管行政庁から説明を求められた場合には、当該事案にかかる技術的審査の内容、判断根拠その他の情報について、当該所管行政庁に説明することができるものとする。

(秘密保持)

第11条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己に利益のために使用してはならない。

2 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。

(1) 既に公知の情報である場合

(2) 甲が、秘密情報でない旨書面で確認した場合

(別途協議)

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

(附則)

この約款は平成21年6月4日より施行する。

この約款は平成25年4月1日より施行する。

